

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（金融機関の範囲）</p> <p>第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）</p> <p>三 無尽会社</p> <p>四 証券金融会社</p> <p>五 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの</p> <p>（親法人等及び子法人等の範囲）</p> <p>第十五条の十六 法第三十一条の四第三項に規定する政令で定める要</p>	<p>（金融機関の範囲）</p> <p>第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項、第五項及び第六項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）</p> <p>三 無尽会社</p> <p>四 証券金融会社</p> <p>五 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの</p> <p>（親法人等及び子法人等の範囲）</p> <p>第十五条の十六 法第三十一条の四第五項に規定する政令で定める要</p>

件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

2 法第三十一条の四第四項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一 その子会社等

二 その関連会社等

3 第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務

件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

2 法第三十一条の四第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

一 その子会社等

二 その関連会社等

3 第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務

及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

4 第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

5 第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（特定金融商品取引業者等の範囲）

第十五条の二十七 法第三十六条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

4 第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

5 第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（新設）

- 一 有価証券関連連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）。
- 二 登録金融機関

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十五条の二十八 法第三十六条第四項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第一項各号に掲げる者とする。

2 | 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 第一条の九各号に掲げる者
- 二 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前号に掲げる者を除く。）
- イ 金融商品取引業
- ロ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業
- ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

3 | 法第三十六条第五項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第二項各号に掲げる者とする。

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

（新設）

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

第十六条の九 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合

二 預金、貯金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合

三 前二号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

(金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲)

第十六条の十 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者(有価証券等管理業務(法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。))を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品取引業者等(個人である者に限る。)(の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。))

二 当該金融商品取引業者等(法人である者に限る。以下この条において同じ。)(の役員(法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。))又は使用人

三 当該金融商品取引業者等の親法人等(法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。))又は子法人等(同条第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))

第十六条の九 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合

二 預金、貯金又は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合

三 前二号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

(金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲)

第十六条の十 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者(有価証券等管理業務(法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。))を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品取引業者等(個人である者に限る。)(の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。))

二 当該金融商品取引業者等(法人である者に限る。以下この条において同じ。)(の役員(法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。))又は使用人

三 当該金融商品取引業者等の親法人等(法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。))又は子法人等(同条第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))

(削除)	(削除)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削除)	(削除)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削除)	(削除)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

四 当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十一条	第三十一条の四第一項	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
取締役、会計参	取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を執行すべき社員） 、監査役又は執行役	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
国内における代表者又は金融商品取	国内における代表者又は金融商品取引業を行うため国内に設ける営業所若しくは事務所に駐在する取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を執行すべき社員）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

四 当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三十一条の四第一項及び第二項	(削除)	(削除)
(略)	取締役又は執行役	(削除)	(削除)
(略)	国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者（金融商品取引業に係る職務に従事する者に限る。）	(削除)	(削除)

（付随する業務等に関する顧客資産）

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に

(略)	第三十一条の四第四項	第三十一条の四第三項	の四第二項
(略)	取締役又は執行役	取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）	与、監査役若しくは執行役又は使用人
(略)	国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者（金融商品取引業に係る職務に従事する者に限る。）	国内における代表者又は金融商品取引業を行うため国内に設ける営業所若しくは事務所に駐在する取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者	引業を行うため国内に設ける営業所若しくは事務所に駐在する取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（これらに準ずる者を含む。）若しくは使用人

（付随する業務等に関する顧客資産）

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に

係る業務（有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（これらの有価証券にあつては、契約により金融商品取引業者が消費できるものを除く。）とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）

、第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第六十二条並びに第六十三条から第六十一条までの規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合

係る業務（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（これらの有価証券にあつては、契約により金融商品取引業者が消費できるものを除く。）とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）

、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第六十二条並びに第六十三条から第六十一条までの規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項におい

を含む。)及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条(第六号に係る部分に限る。)及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

3 法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)、第六十六条の十二、第六十六条の十四並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条(同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

4 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八條の二若しくは第三十九条(これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。)、第四十条(同条第二号にあ

て準用する場合を含む。)及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条(第六号に係る部分に限る。)及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

3 法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)、第六十六条の十二、第六十六条の十四並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条(同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

4 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八條まで、第三十八條の二若しくは第三十九条(これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。)、第四十

則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

6 法第九十四條の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四條第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七條の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條（同條第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十條の二、第四十一條の二、第四十二條の二、第四十二條の七、第四十四條から第四十四條の四まで、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條、第三百六十三條から第三百六十七條まで若しくは第三百六十八條から第三百七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二條の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十條の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款そ

則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

6 法第九十四條の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四條第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七條の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一條の四第一項若しくは第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條（同條第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十條の二、第四十一條の二、第四十二條の二、第四十二條の七、第四十四條から第四十四條の四まで、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條、第三百六十三條から第三百六十七條まで若しくは第三百六十八條から第三百七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二條の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十條の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款そ

の他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

7 法第九十四條の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五條の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五條の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條（同條第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十條の二から第四十一條の三まで、第四十二條の二、第四十二條の七、第四十四條から第四十四條の四まで、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條、第三百六十三條から第三百六十七條まで若しくは第三百六十八條から第三百七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二條の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十條の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 外国金融商品取引所の業務規則（法第五十五條の二第二項第

の他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

7 法第九十四條の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五條の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五條の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一條の四第一項若しくは第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條（同條第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十條の二から第四十一條の三まで、第四十二條の二、第四十二條の七、第四十四條から第四十四條の四まで、第三百三十三條第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二條、第三百六十三條から第三百六十七條まで若しくは第三百六十八條から第三百七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二條の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十條の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 外国金融商品取引所の業務規則（法第五十五條の二第二項第

一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するため
のものに限る。)に違反し、又は背反する行為

8
(略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第九十三条の二第五項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))並びに第七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。
)は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するため
のものに限る。)に違反し、又は背反する行為

8
(略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第九十三条の二第五項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第七十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第二項(同条第五項において準用する場合を含む。))並びに第七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。
)は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

2 長官権限（法第九十四條の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六條の二第一項（法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六十條の十一（法第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第七項及び第八項、第六十六條の二十二、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第三百三條の四、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第三百五十一條（法第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五條の九、第三百五十六條の十五並びに第三百五十六條の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二條 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者（法第六十三條第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所

2 長官権限（法第九十四條の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六條の二第一項（法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十條の十一（法第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第七項及び第八項、第六十六條の二十二、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第三百三條の四、第三百六條の六、第三百六條の十六、第三百六條の二十、第三百六條の二十七、第三百五十一條（法第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第三百五十五條の九、第三百五十六條の十五並びに第三百五十六條の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二條 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者（法第六十三條第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所

の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

一〇十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及び第六項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の三第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、及び第四項並びに第六十三条の

の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

一〇十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第四項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及び第六項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の三第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、及び第四項並びに第六十三条の三第一項の

三第一項の規定による届出の受理

五〇十一 (略)

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三〇二十五 (略)

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定す

規定による届出の受理

五〇十一 (略)

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三〇二十五 (略)

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、

る親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4～7（略）

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一～十（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る）、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4～7（略）

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一～十（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る）、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第五十六条の二第一項及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査(法第九十四条の七第二項第一号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)

七〇十六

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社若しくは当該登録金融機関から業務の委託を受けた者又は当該登録金融機関(同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。)の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

4〇七 (略)

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

一〇五 (略)

六 法第五十六条の二第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査(法第九十四条の七第二項第一号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)

七〇十六

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

4〇七 (略)

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株式会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七、第百五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株式会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七、第百五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外

国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは

国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは

金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものと

金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものと

する。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）（同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社若しくは当該登録金融機関から業務の委託を受けた者又は当該登録金融機関（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）（同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等をいう。

する。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者をいう。